

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税(村県民税)の賦課又は調査に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栄村は、地方税(村県民税)の賦課又は調査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

栄村長

公表日

平成27年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税(村県民税)の賦課又は調査に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、住民、企業、国税庁、日本年金機構から提出された申告情報及びその他社会保障に係る各種照会情報に基づき、住民税額を計算し、賦課する。
③システムの名称	個人住民税システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 5457, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 (別表第二における情報照会の根拠): 27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計税務課
②所属長	会計税務課長 保坂順一
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栄村 総務課 長野県下水内郡栄村大字北信3433 0269-87-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栄村 会計税務課 長野県下水内郡栄村大字北信3433 0269-87-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

